

指導行政のポイント

“公立中高一貫校”の検証

菱村 幸彦

近く中央教育審議会が公立中高一貫校のあり方を検証する、というニュースが流れた。きっかけとなったのは、規制改革会議の答申である。

付帯決議と文科省通知に違反か

中高一貫校は、平成 10 年の学校教育法の改正で制度化された。これには、中等教育学校と中学校と高校を併設・連携して行うものがある。私立の一貫校は、以前から中学校と高校を併設する形で存在していたが、公立一貫校は上記の法改正からスタートした。現在、公立一貫校は全国で 158 校となっている。

ところが、公立一貫校の拡大について、規制改革会議が待ったをかけた。昨年末に同会議が出した「規制改革推進のための第 3 次答申」(平成 20 年 12 月 22 日)で、公立一貫校は、国会の付帯決議や文科省通知に違反しており、このまま拡大するのは問題と批判したのだ。

付帯決議は、学校教育法改正の際、国会が文科省に出した注文で、受験準備に偏した受験エリート校化することのないよう配慮すること、入学者の選抜にあたって学力試験を行わないこと、多様で柔軟な入学選抜方法を行い、受験競争の低年齢化を招かないよう配慮することなどである。

これを受けて、文科省は、省令で公立一貫校の入学選抜では学力検査を行わないことを定め、通知(平成 10 年 6 月 26 日)で、付帯決議に留意し、中高一貫教育がその趣旨に沿って導入されるよう求めた。

規制改革会議答申は、公立一貫校について、様々な問題点を指摘している。詳しく紹介する余裕はないが、主な問題点を挙げれば、次のとおりである。
○授業料無償という優位性をもつ公立学校が、私立学校と同様の中高一貫教育を行うことは、官による民業の圧迫にあたる。

- 高い進学実績をもつ高校への併設は「受験エリート校」化する蓋然性があり、設置の趣旨に反する。
- 公立一貫校は、私学では達成困難なものを補完する形で特色を出すべきだ(例えば、低所得の家庭やハンディキャップをもつ子ども等を対象)。
- 省令で「学力検査を行わない」と明定しながら、適性検査の名の下に学力検査が行われている実態は是正すべきだ。
- 入試は、抽選、面接、推薦等の多様な方法を組み合わせを行い、応募が 3 倍以上は抽選とすべきだ。
- 首都圏の公立一貫校の 9 割以上で、受験偏差値が学習塾によって判定されている。通塾など特別の「学力」対策が必要であることを意味し、問題だ。
- 私立学校とイコールフィッティングとなるよう、公立一貫校では授業料等の徴収を行うべきだ。

マイルドな一貫校では意味がない

規制改革会議答申は、こうした問題点を指摘したうえで、中教審において公立一貫教育について検証を行い、改善方策等について検討するべきだという。

中高一貫校については、臨教審答申(昭和 62 年)で提言されながら、12 年間も制度化できなかった。これはひとえに、公立一貫校の入試をめぐる受験競争が過熱化することを懸念したからだ。しかし、平成 10 年に制度化に踏み切ったのは、受験過熱等の問題はあっても、公立一貫校を創設することが、国民の教育の機会均等に資すると考えたからであろう。受験過熱をおそれるあまり、毒にも薬にもならないマイルドな公立一貫校を設立しても意味は薄いのではないかと。しかし、制度開始から 10 年経った。このへんでもう一度、公立中高一貫校のあり方を検証することは意味があろう。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

■好評発売中!

高階玲治【編】 A5判 210頁・定価 2,415 円

教育開発研究所

『幼・小・中・高の連携・一貫教育の展開』

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』菱村幸彦【著】 B6判・定価 2,205 円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24 時間受付・即日発送)